

筑西市議会福祉文教委員会

会 議 録

(平成27年第2回定例会)

筑 西 市 議 会

福祉文教委員会 会議録

1 日時

平成27年6月15日（月） 開会：午前10時00分 閉会：午前11時43分

2 場所

全員協議会室

3 審査案件

議案第51号 筑西市介護保険条例の一部改正について

議案第53号 平成27年度筑西市一般会計補正予算（第1号）のうち所管の補正予算

議案第54号 平成27年度筑西市介護保険特別会計補正予算（第1号）

4 出席委員

委員長	増渕 慎治君	副委員長	保坂 直樹君			
委員	小倉ひと美君	委員	三澤 隆一君	委員	稲川 新二君	
委員	大嶋 茂君	委員	真次 洋行君	委員	三浦 譲君	

5 欠席委員

なし

6 議会事務局職員出席者

書記 田中 佑治君

○委員長（増淵慎治君） 皆様、おはようございます。それでは、ただいまから福祉文教委員会を始めた
と思います。

まず、その前に出席者は8名でありますので、委員会は成立しております。

まず始まる前に、私のほうから委員の皆さんにお願いしたいと思います。今回初めてこういう形で常任
委員会を行います、委員の皆さんに広くご意見をいただきたいと思いますので、協議には3回というこ
とで質問を3回ほどさせていただいて、もし質問に対しての答弁が食い違った場合、それは1回としませ
るので、委員の皆さんにはひとつ3回ということをお願いしたいというふうに思います。

それでは、ただいまから本委員会、6月11日に本委員会に付託されました議案について審査をしてまい
りたいと思います。

その前に、各委員の皆さん、三浦委員から前もって資料の提出がございました。各委員の皆様のテーブ
ルにございますので、ぜひこれを使っていただいて質問をしていただきたいと思います。

それでは、まず初めに保健福祉部でございます。

まず、議案第51号「筑西市介護保険条例の一部改正について」審査をしていただきたいと思います。

それでは、介護保険課から説明をお願いします。

岩淵介護保険課長、よろしくをお願いします。

○介護保険課長（岩淵寿雄君） 介護保険課の岩淵でございます。よろしくをお願いします。

議案第51号「筑西市介護保険条例の一部改正について」ご説明申し上げます。筑西市介護保険条例の一
部改正について。次のとおり提案する。平成27年6月3日提出でございます。

筑西市介護保険条例（平成17年条例第108号）の一部を次のように改正する。第5条に次の1項を加え
る。

第2項、前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成
28年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず2万8,400円とする。この条例の一部
改正については、介護保険法施行令の改正に伴い、保険料が第1段階から第9段階の保険料に分かれまし
た。そのうち中央の被保険者で第1段階に属する方の負担軽減を図るものでございます。

現在介護保険条例で定める第1段階の介護保険料は、年額は3万1,500円、これは保険料の中間であり
ます第5段階の保険料が年額基準で6万3,000円、その基準額に第1段階の負担割合であります0.5を乗じ
て得た額でございます。今回の負担軽減は、第1段階の負担割合を0.5から0.05引き下げまして0.45にな
ります。金額でいいますと、3,100円が引き下げられます。平成27年、平成28年の各年度における第1段
階の保険料を3万1,500円から3,100円を下げまして、保険料を2万8,400円に軽減するものでございま
す。

以上が介護保険条例の一部改正の内容でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

○委員長（増淵慎治君） それでは、質疑を願います。

真次委員。

○委員（真次洋行君） この第2段階で今言った引き下げるのはどのぐらいの人数というか、総体になっ

ているのか。

○委員長（増渕慎治君） 岩渕介護保険課長。

○介護保険課長（岩渕寿雄君） この第1段階で筑西市の該当者につきましては、4,540人になるわけでございます。

○委員長（増渕慎治君） 真次委員。

○委員（真次洋行君） では、これを4,500については、平成27年、平成28年は同じ状況で割合でいくということよろしいわけですね。

○委員長（増渕慎治君） 岩渕介護保険課長。

○介護保険課長（岩渕寿雄君） 今回の人数ですが、国からの方針で平成26年4月現在の人数で積算をなさいますということになりますので、今回4,540人というその金額で示してございます。

○委員長（増渕慎治君） 真次委員。

○委員（真次洋行君） 来年も続くのかと聞いている。この平成28年まではやるわけでしょう。

○委員長（増渕慎治君） 岩渕介護保険課長。

○介護保険課長（岩渕寿雄君） 来年もこの人数で実行いたします。

○委員（真次洋行君） いろいろな問い合わせがあって心配していた、上がるということね。介護保険が上がるものだから、そういうふういろいろなところでちょっと問い合わせあるもので、はい、わかりました。

○委員長（増渕慎治君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） この条例改正を見ますと、市の条例にこの条項を加えると。2項を加えるということですね、条文にね、条例改正で2項を加える。それでこの保険料が下がるということは、ほかに介護保険の改正というのはあったのですか、ほかの部分で。この保険料だけの改正ですか、あるいは今騒いでますよね。負担率が1割から2割になるとか、そういうふうなのはまだ改正になっていないのかな。

○委員長（増渕慎治君） 岩渕介護保険課長。

○介護保険課長（岩渕寿雄君） 今回の条例の一部改正については4月なのですけれども、負担割合、この後でも説明いたしますが、各負担割合というのは今まで1割、2割だったのですが、今度1割から2割という形に8月から改正されます。そういう条例の改正も、条例というか、保険の改正のほうもでございます。

○委員長（増渕慎治君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） 今後そういったほかの給付面なんかも変わってくるから、結局こういうまた特別な低賃金の対象者を下げるといふ、そういう方向ですね。条例の2項を加えるということですね。それでよろしいですね。

○委員長（増渕慎治君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） まず、今回引き下げるのは第1段階ということで、第1段階というのはどういう階層なのかという説明をお願いします。

○委員長（増渕慎治君） それでは、岩渕介護保険課長。

○介護保険課長（岩淵寿雄君） 第1段階は生活保護者、それから世帯全体が市町村民税で非課税、老齢福祉年金受給者、それから世帯全員が市民税の非課税で、かつ本年金収入が80万円以下、そういう方が該当になります。

○委員長（増淵慎治君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） つまり所得が第1段階ですから一番低い階層ということになるわけですね。それは全体ではどれだけの人数、該当者がいるのか。あと、世帯数もわかれば一緒にお願いしたいと思います。

○委員長（増淵慎治君） それでは、岩淵介護保険課長。

○介護保険課長（岩淵寿雄君） 人数的には、先ほど言いましたように、第1段階については4,540人ということで、全体的にいきますと2万8,813人ですので、約15.6%。世帯数については、ちょっと今の段階ではわかりませんので、申しわけございません。

○委員長（増淵慎治君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 後で、では教えてください。

それで、今回0.5のところを0.45に引き下げる、それを現在のと引き算をすると、年間で3,150円の引き下げということですね。月にすると262円ということに。これだけの軽減ということですが、これはもともと消費税絡みの社会保障と税の一体改革の消費税絡みの話でやっているわけで、ところが値上げしたのはどれだけだったかということ、基準額が9,000円の値上げだったのです。第1段階はどれだけの値段だったのかということ、あれ、幾らでしたっけ。それで今回差し引きをして、3,150円の軽減ということで、実質的な軽減というにはちょっと小さいように私は思うのですが、第2段階、消費税10%に上げたときには、第2段階の軽減策をとるという計画にはなっていますけれども、一番所得の低い層に対しては非常に少ないなと私は思うのですが、どうでしょうか。

○委員長（増淵慎治君） それでは、岩淵介護保険課長。

○介護保険課長（岩淵寿雄君） 一応国からの国会の方針でございまして、今回については第1段階、皆さんのお手元にあります資料のように、平成29年度から実質消費税が10%になった場合に、第2段階、第3段階という形の経費削減というようなことを国から示されているものですから、それにあわせて市のほうについても実施していくという形でございまして、ご理解のほう、お願いしたいと思います。

○委員長（増淵慎治君） ほかにどうでしょう。いいですか。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 軽減の程度と公費負担の割合を考えると、この資料にあるように、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1ということで、市から持ち出しが4分の1あるわけですね。この軽減を自治体で自由裁量でもっと公費を入れたりすることができるのかどうなのかという話も考えられるのです。その点はどうなのでしょう。

○委員長（増淵慎治君） 岩淵介護保険課長。

○介護保険課長（岩淵寿雄君） 今回については、あくまで国が50%、それから県が25%、市が25%という形で決められているものですから、それ以上の負担についてはできません。

○委員長（増淵慎治君） それでは、質疑を終結したいと思います。

それでは、これより議案第51号の採決をいたします。

議案第51号「筑西市介護保険条例の一部改正について」、賛成者の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（増淵慎治君） 挙手全員。それによって可決されました。ご苦労さまでございます。ありがとうございます。

それでは、次に議案第53号「平成27年度筑西市一般会計補正予算（第1号）」のうち、本委員会の所管について審査をまいります。

また、議案第53号については、複数の部にまたがっているため、各部の審査が終了後採決をしたいと思っております。

それでは、まず議案第53号のうち保健福祉部所管の補正予算について説明を願います。

まず、青柳健康づくり課長、よろしくお願いします。

○健康づくり課長（青柳康行君） それでは、健康づくり課所管の議案第53号「一般会計補正予算（第1号）」につきましてご説明いたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書において説明いたします。4ページ、5ページをお開き願います。歳入になります。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目4衛生費国庫補助金、節1保健衛生費補助金、11社会保障・税番号制度システム整備費補助金237万6,000円の補助をお願いするものです。行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律、社会保障・税番号制度の施行に伴い、現在利用している特定健診・健康管理システムの改修に対する国庫補助金になります。補助率は3分の2になります。残りの地方負担分3分の1は交付税措置となっております。

次に、歳出をお願いいたします。8、9ページをお開き願います。上段になります。款4衛生費、項1保健衛生費、目3保健事業費、節13委託料、特定健診・健康管理システム、社会保障・税番号制度改修委託料356万4,000円の補正をお願いするものです。特定健診システム、住民健診システム、母子保健システム、予防接種システムなどで構成している健康管理システムについては、住民票コードを基礎につくられていることから社会保障・税番号制度導入に伴い、システムの改修が必要になったため予算の補正をお願いするものです。

以上でございます。よろしくお願いします。

○委員長（増淵慎治君） それでは、質疑をお願いいたします。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） まず、このシステム改修費の見積もりの方法、どういうところがこの金額が出てきたのかということと、この活用、今度いわゆるマイナンバーが振られるということになってくると、その活用はいつからどのように行うのかということと、それから現在はどういうふうにご利用しているのかとの比較ですね、そういうところをお願いします。

○委員長（増淵慎治君） それでは、青柳健康づくり課長、お願いします。

○健康づくり課長（青柳康行君） お答えいたします。

まず、見積もりにつきましては、現在このシステムをお願いしている業者と見積もりを出していただき

まして、情報政策課のほうで精査していただきまして、今回補正をお願いするものでございます。このシステムについては、国のほうでその改修に関するプログラム、ガイドラインを作成しておりますので、業者のほうでそのガイドラインに沿った形の改修ということで見積もりを出してきております。それを情報政策課のほうに精査していただいたという形になります。

また、活用につきましてでございますが、この活用につきましては、マイナンバー制度は地方公共団体等の情報につきましては、来年の7月から活用できるわけですが、この活用につきましては、現在健康管理システムはこれ独自で運営してございますので、マイナンバー制度が導入されてもマイナンバーは使わないとしております。住民コードを今回マイナンバー制度導入に伴いまして、住民票コードも住基以外の方も番号を振るコードの見直しを行いましたので、それに伴いまして改修が必要になったということでございますので、この健康管理システムについては法律でマイナンバーを使用するようにということにならない限りは、どちらでも切りかえはできますが、運用としましては現在のままの運用をしてみたいと思います。

続きまして、現在での活用しているものでございますけれども、これにつきましては、母子保健システム、これは母子手帳の交付からその妊産婦等の健診の履歴、あと高リスクの妊婦さんかどうかというようなものについて、全てこちらのシステムで導入してございます。

続きまして、予防接種システム、これについては各予防接種をした履歴等をこちらのシステムで管理してございます。

続きまして、住民健診システム、これについては、住民健診を受けたかどうか、その経年的な記録等を管理してございます。

以上が主なシステムの内容でございます。以上でございます。

○委員長（増淵慎治君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） マイナンバーを振る委託はするのだけれども、実際には使わなくても現在のままでやっていけるという話ですので、補助金が国のほうからも来るとのことでの話だと思っておりますけれども、そもそもがこの健康管理に使うどうのこうのではなく、そもそもがマイナンバーを振るということ自体が漏えいの際には大変な被害をこうむるということで、全部いろいろなところへひもづけするわけですね。健康診断の結果、それは今度はだんだんには病院の診断、医療のほうもやる、いろいろなのが全部ひもづけされてくるわけで、そうなってくると大変な問題になると思うのですよ。それが基本的なこの問題に限らず、基本的な問題だと思っておりますが、それで委託をするということになると、セキュリティの問題でどういふふうな対策をとるのかということですね。マイナンバー法では、委託先からさらにその先へ委託する、再委託をすることも認めているのです。条文を見てみると、必要かつ適切な監督を行わなければならないと、委託する側が、つまり市が監督を行わなければならないというのですが、一体どういふふうなことをやるということなのかがちょっと教えていただきたいと思っております。

○委員長（増淵慎治君） 青柳健康づくり課長。

○健康づくり課長（青柳康行君） お答えいたします。

この健康管理システムは、先ほどお話ししましたように、これ独自で管理してございますので、インタ

ーネット等外部とは一切遮断してございますので、秘密が漏れるということはないと思っております。また、委託につきましても保守等の委託でございまして、その外部にデータを預けるとか、そういうものはしてございませんので、その点は大丈夫かと思っております。

以上でございます。

○委員長（増淵慎治君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） セキュリティーの問題は、一筋縄でいかない問題で、年金問題が出てきているわけで、誰も想定しなかったような遮断されたシステムにも潜り込んでくる方法があるということがわかったので、やはりここは市から漏れるということだけではなくて、ほかからも、ほかとつないだ場合にひもづけをして番号管理はこれ国のほうでやるわけですから、そうなってくるとやりとりをしなくてはならないわけで、そういう中での漏れ、それからそれが成り済まし事件に発展するということが想定、既に想定されているので、非常に危険だというふうに私は思うのですよ。

以上です。

○委員長（増淵慎治君） 答弁はいいですか。

○委員（三浦 譲君） いいです。

○委員長（増淵慎治君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） 同じような質疑になるのですが、この補正というのはマイナンバー制度ができたから、この補正を上げたのですね。

○委員長（増淵慎治君） 青柳課長。

○健康づくり課長（青柳康行君） お答えいたします。

先ほどお話ししましたように、このマイナンバー制度を導入するに当たりまして、住基のほうで管理しました住民票コードを見直しまして、住基外の方も含めた統一の番号を新たに振るということに伴いまして、うちのほうもシステムの改修が必要になったと、それに伴いまして国から補助金も出るということで、今回改修に至ったわけでございます。よろしく願いいたします。

○委員長（増淵慎治君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） マイナンバーが直接これつながるのですか、いろんなシステムは、その12桁のマイナンバーというのはつながるのですか。

○委員長（増淵慎治君） 青柳課長。

○健康づくり課長（青柳康行君） お答えいたします。

両方使えるようなシステムになってございます。マイナンバーが接続も可能でございます。ただ、現在うちのほうマイナンバー接続しても別に外部とのやりとりする必要ございませんので、マイナンバーの使用は当面考えてございません。

以上でございます。

○委員長（増淵慎治君） ほかに委員さんいらっしゃいますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増淵慎治君） それでは、質疑を終結いたします。

次に、児玉こども課長、お願いします。

○こども課長（児玉祐子君） それでは、議案第53号「平成27年度筑西市一般会計補正予算（第1号）」中、保健福祉部こども課所管の補正予算につきまして説明申し上げます。

4ページ、5ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、1、歳入でございます。款15国庫支出金、項4交付金、目3民生費交付金、節2児童福祉費交付金、説明欄11子ども・子育て支援整備交付金653万9,000円、関連しましてその下にあります款16県支出金、項4交付金、目3民生費交付金、節2児童福祉費交付金、説明欄7子ども・子育て支援整備交付金653万9,000円の増額補正でございます。社会福祉法人平会による放課後児童クラブ専用施設の建設に係る国、県交付金でございます、国の定める基準額に対し、国、県おのおの9分の2の交付率でございます。

続きまして、6ページ、7ページをお開き願います。2、歳出でございます。款3民生費、項2児童福祉費、目2児童措置費、節19負担金補助及び交付金、説明欄、放課後児童クラブ整備事業1,961万7,000円の増額補正でございます。社会福祉法人平会が建設するハピネスキッズ児童クラブに対する補助金でございます。現在は、保育園内の一室を利用して開設しておりますが、市条例に定める面積基準から、これ以上利用児童をふやせない現状でございます、新たな施設の建設により子ども・子育て支援法に沿った小学校6年生までの児童を対象とした放課後児童クラブとして、地域の子育てニーズに対応できるものと考えております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（増淵慎治君） それでは、委員の皆さん質疑をお願いします。

それでは、小倉委員さん。

○委員（小倉ひと美君） 社会福祉法人平会について

○委員長（増淵慎治君） 小倉委員、マイク使って。

○委員（小倉ひと美君） 済みません。社会福祉法人平会について詳しくお聞きしたいのですが、お願いします。

○委員長（増淵慎治君） 児玉こども課長。

○こども課長（児玉祐子君） 社会福祉法人平会さんは石田保育園を運営していらっしゃる団体でございます。社会福祉法人でございます。

以上でよろしいでしょうか。

○委員長（増淵慎治君） 小倉委員もそれでよろしいですか。

小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） 代表者の方などは誰になっているのですか。

○委員長（増淵慎治君） はい、どうぞ、児玉こども課長。

○こども課長（児玉祐子君） 新井利平さんです。

○委員長（増淵慎治君） 3回目、いいですか。

○委員（小倉ひと美君） はい。

○委員長（増淵慎治君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） このお金の出し方なのですけども、概要説明の中では今までは直接施設に交付していた。今回は交付金ということで、これ一旦市のほうに入るのかな。それで市のほうから交付するというような説明なのですが、それでよろしいでしょうか。

○委員長（増渕慎治君） それでは、児玉こども課長。

○こども課長（児玉祐子君） お答えいたします。

そうですね。今のとおりでございます。

○委員（大嶋 茂君） お金の出し入れがちょっと変わったみたいですけども。

○委員長（増渕慎治君） いま1度お願いします。

○こども課長（児玉祐子君） 今までは国と県と市で3分の1ずつということだったのですけれども、今後は国、県、市で9分の2ずつ、社会福祉法人から3分の1ということになります。

○委員長（増渕慎治君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） 今までは直接この施設に補助していたということの説明だったのですけれども、概要説明の中では、今後また一旦市のほうに交付金として来るのかな。それを市のほうから交付すると、それで方法も変わったのですかということ聞いている。

○委員長（増渕慎治君） それでは、児玉こども課長。

○こども課長（児玉祐子君） 今委員さんがおっしゃるとおり、今までは法人に直接ということでしたけれども、これからは市のほうに入ってからということになります。

○委員長（増渕慎治君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） それは理由があって、そういう方法になったのでしょうか。

○委員長（増渕慎治君） 神原保健福祉部長。

○保健福祉部長（神原光司君） 今までは市独自で、国、県の補助金決まっています、市独自でそこへ幾らいくようなことだったのですが、今度はもう有無を言わずというか、市もその率を出しなさいよというふうな国の方針というか、そういうふうになりましたので、全国どこの市町村もそのような交付の仕方ということになっております。よろしく申し上げます。

○委員（大嶋 茂君） わかりました。

○委員長（増渕慎治君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） この補助金というのは、さっき小倉委員から質問あったのですが、これは改築とか新築とか、また備品とかそういった、こういったものに補助金は使えるのかな、それ1点。

○委員長（増渕慎治君） 児玉こども課長。

○こども課長（児玉祐子君） 新築の場合でございます。

○委員（大嶋 茂君） あといま1つ。備品にも使えますか、備品購入費にも。建物と備品購入費、補助金について。

○委員長（増渕慎治君） 児玉こども課長。

○こども課長（児玉祐子君） 備品につきましては、建物に付随する場合のみでございます。

○委員（大嶋 茂君） わかりました。結構です。

○委員長（増淵慎治君） 真次委員。

○委員（真次洋行君） これ今言われた平会、石田保育園だと思えるのですけれども、ここには今現在放課後児童クラブというのがあったのかなかったのかわからないのですけれども、つくるのはどのぐらいの大きさで何人収容することができるのですか、学童保育、定員というか、あれはされていますけれども、大きさと、そういう。今まで石田さんにはなかったのかと。大きさはどのぐらいの内容ですか。

○委員長（増淵慎治君） それでは、児玉こども課長。

○こども課長（児玉祐子君） お答えいたします。

今までも保育室の一室を使いまして、放課後児童クラブ実施しております。ただ、手狭になったということで、より多くのお子様を受け入れるために今回新築をするということになっております。定員のほうですけれども、一応今まで登録児童は50名だったのですけれども、面積上からは100名までは受け入れが可能というふうに考えております。

○委員長（増淵慎治君） 真次委員、よろしいですか。

○委員（真次洋行君） 今まで50人で、今度は倍になるわけです。結構面積的にも大きい建物になるのかなという想定されるのですが、大きさはどのぐらいなのですか。

○委員長（増淵慎治君） それでは、児玉こども課長さん、お願いします、大きさです。

○こども課長（児玉祐子君） 延べ床面積は188.81平方メートルを予定しております。登録児童1人当たりのクラブ室の床面積が2.18平方メートル必要ということにはなっております。

○委員長（増淵慎治君） もう1度面積。

○こども課長（児玉祐子君） 登録児童1人当たりのですか。

○委員長（増淵慎治君） もう1度お願いします。

○こども課長（児玉祐子君） 一応延べ床面積は188.81平方メートルを予定した建物でございます。ただ、登録児童1人当たりクラブ室の延べ床面積は2.18平方メートルという基準がございますので、一応そのようなことから100名までは受け入れられるかなということで考えております。

○委員長（増淵慎治君） 真次委員、よろしいですか。

○委員（真次洋行君） それでは、この今100名ということは、今あるやつは50名まで、それは使わなくて新しいところに今度みんな持っていくと、そういった意味では変わらないのでね、基準が、2.18平方メートルで100名ですから、二百何平方メートルになる。その辺は大丈夫なのですか、法的にクリアするのですか。

○委員長（増淵慎治君） 児玉こども課長。

○こども課長（児玉祐子君） 現在の登録児童が50名ということで、新設のほうには全部そちらは移すということになります、新しいほうに。受け入れは可能という……済みません、途中で。

○委員（真次洋行君） いやいや、だから、私もわからないから。188.81平方メートルとって、1人当たりの面積が2.18平方メートルで、100人ということ想定してつくるのであれば、この算出の方法からすると、入れますよ、100人まで入れますよと豪語しておいて、面積が足りないといったらどうするのですかと聞いている。

○委員長（増淵慎治君） そういう質疑です。

児玉こども課長。

○こども課長（児玉祐子君） 一応最低必要な面積というのが1.68平方メートルなのですね。いや、1.65平方メートル。ただそれよりも広い環境で放課後児童クラブを提供したいというような計画で進めております。

○委員（真次洋行君） 国のあれは1.68が児童クラブに与えられた1人当たりの面積である、そういう基準の計算で考えていいわけですか。これ改正なんかいろいろしているけれども、1人当たりの面積はいろんな書いてあるでしょう。この書いてあるという言い方あれですけども、これ変更になっているはずなのだよ。だから、その辺が、矛盾が、国が決められている、この改正案を決めているように、その特に100人という部分、普通は100人であれば、さっき言われたように2.18平方メートル、それに見合った面積の建物をつくるというのが一般的考え方だと思う。それを受け入れるということは。それが1.6何というのちょっと申しわけないけれども、その辺あれなのですけども、どうしたら100人でも間に合うのかなと思うのだけれども、申請されているその面積のあれだと1人、この必ず申請出していると思うのだ。その面積当たりはどのくらいだということ。

○委員長（増淵慎治君） 真次委員、面積ですね。

○委員（真次洋行君） 役所に出ているでしょう、それ。

○委員長（増淵慎治君） 答弁をお願いします。

○こども課長（児玉祐子君） お答えいたします。

変更にはなっていませんで、今の1.68平方メートルではなくて、済みません、1.65平方メートルが1人当たりの基準、国の基準ということでございます。

○委員長（増淵慎治君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 子ども・子育て支援事業計画とのかかわりで、需要に対してどういうふうに対応していくかという話ですけども、今回今現在の定員50名を約100名に増員するという話でしたけれども、市の介護計画、介護ではない、子ども・子育て計画からいくとどうなのかというところを教えてください。一応ここに書いてある数字で見ると、現在これ平成27年度の計画の数字ですけども、確保するというのが約900人の数字になっているのですね。年代がふえていく、3年後まではふえて、その後減っていくという計画になっているのんですけども、現在は放課後児童クラブの受け入れている人数、全体の人数はどのくらいかということと、それに比較して今回は平成27年度の計画としてどこまで見るのか。それに応じた今回の石田保育園の施設を受け入れるということになっていると思うのんですけども、その辺がどうなっているのかなということ。

○委員長（増淵慎治君） それでは、児玉こども課長、よろしくお願いします。

○こども課長（児玉祐子君） お答えいたします。

現在は市全体で1,000人ほどの放課後児童クラブのご利用の方を受け入れております。今回の法改正によりまして、6年生までということで対象が拡大されておりますので、来年度、平成28年度まではもしかしたら不足が続くかなというふうには考えております。6年生までの拡大に全体的には全て応えられてい

ないというのが現状です。

○委員長（増渕慎治君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 6年まで拡大すると、一応アンケートだとかそういうのをそれに間に合って、今度の法改正に間に合ってとった時点だったかどうかはちょっとわかりませんが、その前のような気がするのですが、これは。そうすると、それに合わせた計画を立てなくてはならないわけですね。そうすると、平成27、28、29といった計画を聞くと、一体どれだけの人数を受け入れなければならないのかというのがおおよそ出てくると思うのですけれども、その辺のところはどうなっているのですか。

○委員長（増渕慎治君） 児玉こども課長。見通しですね。

○こども課長（児玉祐子君） ただいま申し上げましたとおり、平成28年度までは不足をしていくという見込みではおりますが、この後お子さんの数が減っていく現状がございますので、平成29年度以降はほぼ受け入れが可能になっていくのかなという見込みでございます。

○委員長（増渕慎治君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） そうすると、児童クラブの施設をふやすということは、現在はもともと受け入れなくてはならないからふやす。しかし、ある時点からは減っていくという予想がつくと、許可しないことになるわけですね。そのこととあわせて施設をつくりたいという事業者の要望だとか相談だとか、そういうのが現在どのくらいあるのかなのか、その辺の見通しというのはどういうふうになっていますか。

○委員長（増渕慎治君） 見通しですね、施設の。

児玉こども課長。

○こども課長（児玉祐子君） お答えいたします。

現在は新たな相談とか、その見込みございません。

○委員長（増渕慎治君） 三澤委員。

○委員（三澤隆一君） ちょっと外れてしまうかもしれないのですが、現在嘉田生崎小学校では放課後児童クラブというのはやっていないわけですか。

○委員長（増渕慎治君） 児玉こども課長。

○こども課長（児玉祐子君） 隣接する保育所さんのほうにございますので、小学校ではやっていません。

○委員（三澤隆一君） わかりました。ありがとうございます。

○委員長（増渕慎治君） よろしいですか。

○委員（三澤隆一君） はい。

○委員長（増渕慎治君） それでは、質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。

それでは、次に岩渕介護保険課長、よろしく申し上げます。

○介護保険課長（岩渕寿雄君） 議案第53号「平成27年度筑西市一般会計補正予算（第1号）」につきまして説明申し上げます。

介護保険課補正予算についての説明をいたします。4ページ、5ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。歳入につきましては、款15国庫支出金、項1国庫負担金、目3民生費国庫負担金、節1社会福祉費負担金703万7,000円及び款16県支出金、項1県負担金、目3民生費県負担金、

節1 社会福祉費負担金351万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。こちらにつきましては、介護保険制度改正による低所得者の保険料軽減に伴う公費負担分で、国が50%で、県が25%の負担金であります。

次に、歳出でございますが、6ページ、7ページをお開き願います。款3 民生費、項1 社会福祉費、目5 老人福祉費、節28 繰出金1,727万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。こちらにつきましては、先ほど歳入で説明いたしました介護保険制度の改正による低所得者の保険料の軽減に伴う公費負担分及び介護保険制度の改正に伴う負担割合証発行による費用及び介護保険課臨時職員の人件費に係る介護保険特別会計の繰出金でございます。内訳としまして、現年度分特別徴収保険料1,107万3,000円、現年度分普通徴収保険料が300万1,000円、事務費が320万円、合計しまして1,727万4,000円でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（増淵慎治君） それでは、質疑をお願いします。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 特別会計のほうもありますよね。

○委員長（増淵慎治君） 一般会計。違います。あくまで議案第53号の補正ですから。

○委員（三浦 譲君） 今回の繰り出しで国から来る、県から来る、市も持ち出しをするということで、市の財源のことがもしわかればですけども、消費税絡みの今回の措置ですから、地方消費税が入ってくるわけですよ。5%から8%に上がったので、地方消費税が入ってくる。その分の一部を充てるという考え方なのか、それ関係ないのかということなのですが、ただ地方消費税の出し入れを見ると、市としては赤字なのですよ。取られるほうが多いのです、入ってくるよりも、1億円ほど多い。そういったことがあるので、もしわかればその辺をお願いしたいと思います。

○委員長（増淵慎治君） 部長、わかりますか。

○保健福祉部長（神原光司君） 企画財政のほうだと思います。

○委員長（増淵慎治君） 三浦委員、わからないそうです。

○委員（三浦 譲君） 本当はその辺まで勉強しておいてもらいたいのです、本当は。

○委員長（増淵慎治君） これからの課題ということで、財政についても前もってそれについてもお願いしたいと。

それでは、ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増淵慎治君） それでは、質疑を終結いたします。

それでは、次に議案第54号に移らせていただきたいと思います。「平成27年度筑西市介護保険特別会計補正予算（第1号）」について審査をしていただきたいと思います。存じます。

それでは、岩淵介護保険課長、続いてお願いします。

○介護保険課長（岩淵寿雄君） それでは、議案第54号「平成27年度筑西市介護保険特別会計補正予算（第1号）」について説明申し上げます。

4ページ、5ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。まず、歳入です

が、款1 保険料、項1 介護保険料、目1 第1号被保険者保険料、節1 現年度分特別徴収保険料1,107万3,000円及び節2 現年度分普通徴収保険料300万1,000円について減額補正をお願いするものでございます。こちらにつきましては、介護保険制度改正による1号被保険者の第1段階に属する低所得者の保険料軽減により減額するものでございます。

次に、款8 繰入金、項1 一般会計繰入金、目2 その他一般会計繰入金、節2 事務費繰入金320万円の増額補正をお願いするものでございます。こちらにつきましては、介護保険課臨時職員に係る人件費、保険料、賃金、旅費でございます。その他介護保険制度に伴いまして、今年8月から認定者全員に介護保険負担割合証が発行になりますので、そのシステム運用経費でございます。詳細については、歳出のほうで説明いたします。

次に、節3 保険料公費負担分繰入金1,407万4,000円につきまして、増額補正をお願いするものでございます。こちらにつきましては、先ほど介護保険制度改正による低所得者の保険料の軽減による公費負担分の繰入金でございます。内訳としまして、先ほども申しましたけれども、国の負担分が50%で703万7,000円、県の負担分が25%で351万8,000円、市の負担分が25%、351万9,000円で、1,407万4,000円でございます。

次に、款10 諸収入、項4 雑入、目4 雑入、節1 雑入1万2,000円につきまして増額補正をお願いするものでございます。こちらにつきましては、臨時職員の雇用保険掛金受入金の増額によるものでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。6ページ、7ページをお開き願います。款1 総務費、項2 賦課徴収費、目1 賦課徴収費、節13 委託料35万9,000円につきまして増額補正をお願いするものでございます。こちらにつきましては、先ほど歳入でご説明いたしましたとおり、介護保険制度改正による介護保険負担割合証の発行に係るシステムの運用経費でございます。介護保険負担割合証については、今年度から65歳以上の被保険者のうち一定以上の所得がある方には2割の利用負担をいただくことになりました。介護保険サービスを利用する際には、1割または2割の負担割合が記載された負担割合証が交付されます。その負担割合証を通知するためのシステムの経費でございます。負担割合につきましては、65歳以上第1号被保険者で本人の合計所得額が160万円以上の方は2割、それから65歳以上の単身世帯で年金とその他の所得が280万円以上の方は2割負担、それから65歳以上の方が2人以上いる世帯で年金とその他の所得が346万円以上の方は2割負担、それで65歳以下の場合については所得に関係なく1割負担でございます。

次に、款1 総務費、項3 介護認定審査会費、目2 認定調査等費、節4 共済費45万5,000円及び節7 賃金237万8,000円及び節9 旅費2万円について増額補正をお願いするものでございます。こちらにつきましては、先ほど歳入で説明いたしました介護保険課認定調査員、臨時職員に係る人件費でございます。近年、介護保険申請につきましても増加傾向にございます。平成25年度につきましては、4,913件ありました。平成26年度につきましては5,133件と、毎年増加傾向にございます。しかしながら、今年4月の人事異動によりまして、調査員が1名減ということがあったものですから、その調査業務をスムーズに処理するために臨時職員で補うということで増額補正をお願いするものでございます。

以上が介護保険特別会計の補正予算でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（増淵慎治君） それでは、質疑をお願いいたします。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 最後の説明のところがちょっと気になったのですが、認定調査員が今年度1名減になって、これで今回補正をしてふやすという、そのいきさつがよくわからないのですね。私その説明を聞くまでは、これ新たに仕事がふえるということでの増員かなと思ったのですが、その点をお願いします。

○委員長（増淵慎治君） よろしくをお願いします、岩淵介護保険課長。

○介護保険課長（岩淵寿雄君） 昨年までにつきましては、調査員として職員、嘱託も含めて10名でやっておりました。今回4月の人事異動で9名ということをやっているのですが、実際には現場のほうで毎日出て、1人当たり大体3件が普通ですが、多いときには4件処理をしております。そういったことについて、今回9名という形では実際人数的にふえているような状態でございますので、それで介護保険の申請があつてから処理するまでに約30日という制限もございますので、そういった時間内に処理をするのには、どうしてもそういった人数の確保が必要ということで、今回臨時職員をお願いして処理をしたいということでございます、お願いするものです。

○委員長（増淵慎治君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 予算上はですよ、10人は必要なのだということであれば、平成27年度当初予算で10人分の予算を組んでいると思うのですよね。それとのかかわりで、平成27年度は減ったので、予算が減ったので、今回ここで新たに補正するという意味に受け取るわけですけども、これを見ると。この辺のいきさつどうなのでしょうか。

○委員長（増淵慎治君） 質問わかります。岩淵介護保険課長、お願いします。

○介護保険課長（岩淵寿雄君） 予算的には10名をお願いして、10名でという形になったのですけれども、4月の人事異動で人数が合わなかったということで、9名という形になったということです。

○委員長（増淵慎治君） もう1度、わかりやすい答弁をお願いします。岩淵介護保険課長、はい、お願いします。

○介護保険課長（岩淵寿雄君） 予算のほうでは一応職員ですので、給与予算で上げてますけれども、今回どうしても職員のほうが10名の確保ができなく、9名という形になりましたので、臨時職員の場合には賃金ということで予算的なものは給与と賃金の違いがありますので、今回臨時職員でお願いという形ですので、賃金のほうで補正予算のほう上げさせていただきました。

○委員長（増淵慎治君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） そうすると、嘱託から臨時職員だから賃金という費目が必要になったという今の説明ですよ。そうすると、嘱託の場合は報酬という項目で上げていたのか。だとすれば、その費用のやりくりというので、減額にするとか何かの方法もあるのだろうと思うのですが、それはどうなのですか。ちょっとやりくりがわからない。

○委員長（増淵慎治君） 岩淵介護保険課長、お願いします。

○介護保険課長（岩淵寿雄君） 嘱託はそのまま嘱託でございます。あくまで職員が10名で当初予算で上げていたのですけれども、人事異動のときに10名ではなく9名になったものですから、それではちょっと事務が滞ることになるということで、それを補うのが職員で補えないというのもありまして、臨時職員で

もそれを加えてその事務を処理するというので今回賃金で上げさせてもらいました。

○委員長（増淵慎治君） 真次委員。

○委員（真次洋行君） ちょっとよくわからないのだけれども、当初の予算というのは2,958万9,000円だよ。今人事異動というのを4月にやったわけですよ。この予算というのは3月の議会のあれの中でもそのニーズは維持されるのでしょうか。それで計算をしているので、今これを足すと三千幾らになるよね。その辺はどういうふうに考えればいいのか、これは。当初、今言われたのは、3月の時点の本予算で見てたわけだよ、これ。だから、それが9名になっても。

○委員長（増淵慎治君） 質疑の趣旨わかりますか。それでは、岩淵介護保険課長、よろしくお願いします。

○介護保険課長（岩淵寿雄君） 4月1日の人事異動のそのときに正職員が1名減になって、9名になったものですから、それ予算的には10名で上がっていたのですけれども、その人事異動の9名では実際に仕事のものがどうしてもできないと担当課のほうからあったので、それをお願いして今回臨時職員でも入れてその事務のほうを処理したいという形で賃金で今回上げさせていただきました。ですから、当初予算的なものは、給料的なものは当初10人で上がってました。ですが人事異動のときに10名ではなくて9名になってしまったということでございます。

○委員長（増淵慎治君） わかりましたか。

真次委員。

○委員（真次洋行君） 私が言っているのは、3月の議会のときにはこの予算で出てきて、10名で説明しているわけだから、9名になったと。そして、またふえたと。そうしたら、そんなには変わらないのではないの。10名に戻る形になっているわけだから。これは今度三百何万、250万円程度のうちの収支が臨時職員だからこうだとか、当初からこれ10人を見ていたのではないですか。それが1名減って、9名になった。それは人事異動だよ。それ今回これ出てきた数字というのは、その辺は整合性はどのように考えたらいいですか。

○委員長（増淵慎治君） それでは、岩淵介護保険課長。

○介護保険課長（岩淵寿雄君） 当初の臨時職員の賃金のことなのですが、実際昨年も臨時職員がいました。それでその方については、週に3日が出ていたのですけれども、その方は昨年で離職されて、実際事務量も非常に多いという形になってございますので、それで月曜から金曜までという形でそのまま新たに1名、それから不足分ですか、当初上げた分の不足分についての補正を今回上げさせていただいたものでございます。

○委員長（増淵慎治君） 真次委員。

○委員（真次洋行君） 本来ならば前年度のそういうふうにしていただければ、この当初の補正前の予算2,958万9,000円が本当にその数字でよかったのかどうかとあって、これはやっぱり問われるべき数字ではないのか。せつかく本会議で出てきて予算書の中で組んでいる。

○委員長（増淵慎治君） 神原保健福祉部長、お願いします。

○保健福祉部長（神原光司君） 簡単に言いますと、4月1日の人事異動でふたをあけてみたら、正職

員が1人減っていたと。臨時とか嘱託の方というのがそのままなのですが、それについてはその予算で手当てできます。ただ、正職員が1人減った部分を臨時職員で充てたと、その分が賃金足りないというふうなことになります。そういうことです。よろしくお願いいたします。

○委員長（増淵慎治君） それでは、ほかに委員さんよろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増淵慎治君） それでは、質疑を終結いたします。

これより議案第54号の採決を行います。

議案第54号「平成27年度筑西市介護保険特別会計補正予算（第1号）」について、賛成者の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（増淵慎治君） 挙手多数。よって、可決されました。ご苦労さまでございました。

それでは、ここで入れかえをいたします。

〔執行部入れかえ〕

○委員長（増淵慎治君） ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時10分

再 開 午前11時20分

○委員長（増淵慎治君） そろいましたので、早速始めます。

それでは、次に教育委員会の所管の審査に入りたいと思います。

それでは、議案第53号「平成27年度筑西市一般会計補正予算（第1号）」のうち教育委員会所管の補正予算について説明をお願いいたします。

それでは、まず最初に白井学務課長、よろしくお願いいたします。

○学務課長（白井修三君） 議案第53号のうち学務課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、4ページと5ページをお開きください。下段になります。款18寄附金、項1寄附金、目10教育費寄附金、節1教育費寄附金、説明欄1教育費寄附金でございます。関東道路株式会社代表取締役、武藤正浩様と筑西市内在住の方より、教育振興にとの指定寄附を受けたものでございます。100万円ずつの貴重なご寄附をいただきましたことから、200万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、歳出でございますが、8ページと9ページをお開き願います。下段になります。款10教育費、項1教育総務費、目3教育指導費、節18備品購入費、説明欄、教育情報化整備事業費でございます。歳入でご説明申し上げました寄附金を財源といたしまして、授業支援ソフトとプロジェクターつきスクリーンボードを購入するため、100万円の増額補正をお願いするものでございます。

その下でございます。項3中学校費、目2中学校教育振興費、節18備品購入費、説明欄、中学校教育振

興事業でございます。こちらも歳入でご説明申し上げました寄附金を財源といたしまして、プロジェクターやCDラジカセ等を購入するため、100万円の増額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（増淵慎治君） 説明ありがとうございます。

それでは、皆さん質疑をお願いします。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 寄附金をいただいた場合にどう使うかということですが、寄附者の意向があるわけですね。こういうものに使ってくださいと。今回の場合は、その辺はどうだったのか、お願いします。

○委員長（増淵慎治君） それでは、臼井学務課長、お願いします。

○学務課長（臼井修三君） 今回につきましては、小学校については大村小学校のICT教育推進のためということで寄附をいただいております。

（「中学校」と呼ぶ者あり）

○学務課長（臼井修三君） （続）中学校につきましても、関東道路株式会社より教育振興のための指定寄附ということで、100万円をいただいております。

○委員長（増淵慎治君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 用途が特定されている場合はそれ尊重しなくてはならないですから、大村小学校のIT機器を買うということは、やっぱりそれでいいと思うのですが、特定されていない場合はどう使うかというのは、それぞれの判断だと思うのですよね。例えば今までだと教育に役立ててくださいというような一般的なものと図書費に回したりだとか、そういうこともあったのですけれども、今回はどういふふうなことからこういう分け方をしたかということ。

○委員長（増淵慎治君） 指定寄附ですね。それでは、臼井学務課長。

○学務課長（臼井修三君） 指定寄附ということでございまして、中学校の備品購入に今回は充当させていただきますということで、寄附者の方にはご説明申し上げました。実際の購入なのですけれども、中学校ということで7校に対して備品購入の希望調査を行いました。それで各校からそれぞれの要望があったものを考えております。

以上でございます。

○委員長（増淵慎治君） よろしいでしょうか。

三澤委員。

○委員（三澤隆一君） 教育授業支援ソフトということなのですが、使い勝手ということなのですが、このソフトですけれども、これタブレット端末用ソフトになるわけですか、授業に使う。その他のPCでも使える、トータルでみんな使えるわけではなくて、どういった使い方になりますか。

○委員長（増淵慎治君） 臼井学務課長。

○学務課長（臼井修三君） これはタブレット用でございまして、授業の支援ソフトでございます。名称なのですが、ペンプラスクラスルームというソフトを購入する予定でございます。

以上でございます。

○委員長（増淵慎治君） 三澤委員。

○委員（三澤隆一君） どういった内容の支援ソフトになるのかわかれば、わかる範囲で結構です。

○委員長（増淵慎治君） 臼井学務課長。

○学務課長（臼井修三君） お答え申し上げます。

まず、ソフトの中身についてでございますけれども、教材配布機能がございまして、例えば科目ごとに用意されました教材を先生が子供たちのタブレットに配布することがまずできます。よろしいでしょうか。2点目でございます。回収表示機能というものがございまして、子供たちの回答画面を比較拡大表示ができます。それから、例えばクラス全員の子供たちが回答した画面を順番にまたは一斉に回収して分割表示することができます。3点目、タブレットですので、カメラ機能がついておりまして、例えば子供たちが屋外で理科の授業で植物等を例えば撮影した場合、その撮影した画像に子供たちが手書きをして先生に提出することができます。こういった機能でございます。

以上でございます。

○委員（三澤隆一君） わかりました。ありがとうございます。

○委員長（増淵慎治君） 三浦委員さん。

○委員（三浦 譲君） I T機器を買う場合、今回はタブレットだとかという今までにないものですが、例えばプロジェクターだとかというのは今までもあって、本会議の一般質問の中で榎戸議員さんも質問したりしていましたが、I T機器の交換を毎年順番にやるわけですね。そのときに古いものをどうするのだという話が出ているわけです。その点をちょっと教えていただきたいのですが、どういう活用をしていくのか、新しいのと古いのと。

○委員長（増淵慎治君） それでは、臼井学務課長、よろしく申し上げます。

○学務課長（臼井修三君） お答え申し上げます。

平成27年度につきましては、パソコン教室の更新についてですけれども、デスクトップのパソコンを使用しておりましたので、17インチの液晶モニターが残っておりまして、これを導入するタブレットパソコンの外づけモニターとして利用を予定しております。

それから、議員さんご質問の周辺機器についてですけれども、まず再利用なのですが、周辺機器につきましては使用可能なものは処分せずに、引き続き学校で利用していただいております。まず、周辺機器の修理なのですが、デジタルカメラ、それからデジタルビデオカメラ、プロジェクター、スクリーン、教材提示装置、昔のOHPのデジタル版です、それからAVアンプ、それから信号を分岐させるために使っておりますハブ、これらについては利用していただいております。

それから、完全に処分になってしまうものなのですが、やはりプリンターの消耗が激しいので、全部プリンターについては処分することとなります。それから、デスクトップパソコンとキーボードについても処分することとなります。

以上でございます。

○委員長（増淵慎治君） 具体的にありがとうございます。

それでは、質疑を終結いたします。ご苦勞さまでございました。

次に、谷口スポーツ振興課長、それでは説明をお願いします。

○スポーツ振興課長（谷口充男君） スポーツ振興課の谷口です。よろしくお願いいたします。先日はお忙しい中、本日の審議に先立ちまして現地視察を実施していただきまして、ありがとうございました。それでは、議案第53号のうち教育委員会スポーツ振興課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、4ページ、5ページをお開きください。一番下段になります。一般会計、款21諸収入、項6雑入、目6雑入、節2雑入、細節882スポーツ振興くじ助成金600万円でございます。独立行政法人日本スポーツ振興センターが行うスポーツ振興くじ助成金の助成対象事業として筑西市立関城体育館へ移動式バスケットボールゴールの設置を要望しましたところ、4月24日付で交付決定があり、補正予算として計上したものであります。

次に、歳出でございますが、8ページ、9ページをお開きください。款10教育費、項6保健体育費、目2体育施設費、節15工事請負費、細節1工事請負費3,000万円でございます。事業名は明野武道館天井改修工事費でございます。明野武道館の屋根を支えるはり部分に欠陥があることが設備の点検時にわかったため、市民の安全な利用を図るため緊急に改修工事を行うものであります。

次に、11ページをお開きください。節18備品購入費972万8,000円でございます。内訳としまして、庁用器具費73万2,000円でございますが、協和多目的研修センターのステージ幕の購入でございます。今まで協和総合センターで開催されておりました高齢者クラブ連合会協和支部による芸能発表大会等の事業が昨年度協和総合センターが解体されたことにより、新たな会場として利用者の規模に適切な協和多目的研修センターでの開催を検討したところ、ステージ幕が老朽化により使用困難な状況であることがわかりました。高齢者クラブ連合会をもとより地元自治会からの要望が高く、9月の高齢者ふれあい集会の利用に間に合うように整備をするものであります。

次に、機械器具費899万6,000円でございますが、スポーツ振興くじ助成金を利用して関城体育館へ移動式バスケットボールゴール1対を購入するものです。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（増淵慎治君） それでは、質疑をお願いいたします。

稲川委員。

○委員（稲川新二君） 先日はありがとうございました。現場を見させていただいて質疑するのもしにくいのですが、明野体育館改修工事の内容と震災後もう4年経過しているわけですが、その4年間あの状況で使用していたというのは、ゆゆしきことなのかなと、その当時の検査内容というのでしょうか、そういったことをお聞かせいただきたいのですが。

○委員長（増淵慎治君） 谷口スポーツ振興課長、よろしくお願いいたします。

○スポーツ振興課長（谷口充男君） 順序逆になってしまいますが、災害のほうを先にお答えいたします。

東日本大震災災害時明野武道館の屋根について、当時当然目視確認による検査をした結果、天井ガラス破損、外壁のタイルの破損ということで改修させていただきました。実際に現場を見ていただいて、原因的には東日本大震災が原因ではないかと思われませんが、その当時隣のトレーニングセンター等もあります

し、それを見逃していたというような形になってしまうかと思いますが、昨年度、今年の2月から3月にかけて消防設備の点検、修繕事業を行いましたところ、台を積み上げて確認しましたところ、はりの破損が見つかったということで、今回の修繕工事の補正予算に上げさせていただいたわけでございます。それで早急に市民の安全対策のために使用を禁止しまして、早急に対応するべく今回の補正をお願いするものでございます。

それと、今回の天井修繕工事でございますが、ごらんになったように、ボールのつってあるものがあるのですが、実際にはバドミントンとか空手、柔道、そういったものに利用しているものですから、実際につってある防御用のネット、あれを撤去するというので、あとはりの修繕、あとペンキというか、塗りかえというか、はりの部分の塗装、あと一部、先ほど言った昨年度の工事の中で排煙窓の修繕を行ったときに、雨漏りがそれで済むと思ったのですが、若干まだ漏っているという状況だったものですから、現在できる範囲で目視でできる範囲で雨漏りも一応直す予定でございます。

以上でございます。

○委員長（増淵慎治君） 稲川委員。

○委員（稲川新二君） 当時目視等で点検したときには気づかなかったということですが、今回の関連になってしまうと思うのですけれども、今回の事例を受けて類似施設の点検などというのは行ったのでしょうか。

○委員長（増淵慎治君） それでは、よろしいですか、谷口スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（谷口充男君） 特段ほかの施設については、まだ行っておりません。1つ現場を見ていただくとわかると思うのですが、ボールよけのネットがあるものですから、ちょっとわかりづらいと、あの施設のみがちょっとそういう施設になっているものですから、あとは大体多目的研修センターにしろ、協和の杜にしろ、目視で大体確認できるような形になっております。

以上でございます。

○委員長（増淵慎治君） 稲川委員。

○委員（稲川新二君） 今後工事に入る入札にかけると思うのですけれども、どのぐらいの間、利用開始時期はどのぐらいの目安になるのでしょうか。

○委員長（増淵慎治君） 谷口スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（谷口充男君） 現在委託設計のほうをしておりますので、今回の補正予算が通りましたら、7月に入札を実施しまして、8、9月までは利用を停止しておりますので、10月からは利用できるような形で予定しております。

以上でございます。

○委員長（増淵慎治君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 目視で気がつかなかったという話の部分ですけれども、それは震災当時の平成23年の話ですけれども、その点検をするときにどういう点検をしなければならなかったかというのがあると思うのですけれども、しっかり点検しないと見落とすわけなので、しっかり点検するにはどういうふうにするべきかということがあったり、あとそれに経費がかかる場合は、災害復旧のほうで予算がつけられる場

合もあるのではないかなと思うのですよね。それは担当者がずっと前の話なので、今すぐわからないかもしれませんが、今後のことを考えると、やっぱりまた同じことを繰り返さないように、それをどういうふうにするべきだったのか。あと、予算づけがどうなのかというのをもう1回調べておく必要があるのではないかなと思います。その辺どうでしょう。

○委員長（増淵慎治君） それでは、谷口スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（谷口充男君） 今回私も4月からスポーツ振興課になったのですが、とにかくわかった時点で早急に対応を図るということで、議員さんおっしゃるとおり東日本大震災の対象となるとか、そういったものがあるかと思うのですが、今回補正に上げさせていただいたように、市民の安全を図るのに緊急性を要したものですから、早急に補正対応という形で上げさせていただきました。それと、点検のほうなのですが、先ほどうちのほうではスポーツ振興課自体で24カ所の施設を管理しているのですが、とりあえず当時のことは私も教育委員会にいましたので、ある程度わかっておりますが、とにかく被害がひどかったものですから、それぞれの対応に恐らくその復旧、復旧に多分追われてしまって、とりあえず利用できるように形で対応する形で進めていったのかと考えられます。

以上でございます。

○委員長（増淵慎治君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） そのときはどこの体育館もひどい状況でしたから、早く使用できるようにという気持ちはわかります。ただ、それは施工した業者が点検をするということで頼んだのだらうと思うので、そのときの見逃しで万が一きょう以前に事故が何かあった場合には、業者の責任になるわけなので、強いて言えば市の責任ですけれども、そういうことがあり得るので、再発防止のためにもう1度その辺を洗い直してみるべきではないかなと思うので、これは要望です。よろしくお願いします。

○委員長（増淵慎治君） 谷口スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（谷口充男君） わかりました。

○委員長（増淵慎治君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増淵慎治君） 質疑を終結したいと思います。

以上で議案第53号について、各部の説明、質疑を終了いたしました。

これより採決をしたいと思います。

議案第53号「平成27年度筑西市一般会計補正予算（第1号）」について、賛成者の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（増淵慎治君） 挙手多数。よって、可決をされました。

以上でございます。

それでは、以上で福祉文教委員会の審査を終了いたします。

どうも教育委員会の皆様ありがとうございました。

執行部の皆さんは退室をお願いいたします。

〔執行部退席〕

○委員長（増淵慎治君） それでは、本当に長時間ありがとうございました。

以上をもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。

ご苦勞さまでございました。

閉 会 午前11時43分